

第3回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月28日(月)午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(4階)

3. 出席委員 16名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治			12	金曾 浩文
13	太田 福司			15	今村 昭仁
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 2名

11	富倉 浩之	14	竹内 稔
----	-------	----	------

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第44号	大樹町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について
日程第3	議案第45号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第4	議案第46号	農地法第4条の規定による許可について
日程第5	議案第47号	農地法第5条の規定による許可について
日程第6	議案第48号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 吉田局長、井本主任主査、高橋主査

7. 閉会時間 午後2時14分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、第3回大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、5番・太田勝義委員、6番・片岡文洋委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>(議案に基づき業務報告を説明)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>次に日程第2、議案第44号、大樹町農地移動適正化あっせん基準の一部改正についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第44号、大樹町農地移動適正化あっせん基準の一部改正についての提案説明申し上げます。</p> <p>本基準は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化、その他、農地保有の合理化を図るため、「農業委員会等に関する法律」第6条第2項の規定に基づき、農業委員会が行う農業振興地域内の農用地等のあっせん等の手続きを定める基準であります。</p> <p>今回の一部改正につきましては、令和2年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の一部改正及び北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領の変更にあわせて、当町でも基準の一部改正を行うものです。</p> <p>その基準の一部改正の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>議案第44号、大樹町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について説明い</p>

	<p>たします。</p> <p>(議案に基づき改正内容を説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第44号、大樹町農地移動適正化あっせん基準の一部改正についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第45号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第45号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての提案説明申し上げます。</p> <p>農地法の第18条の規定では、農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております。</p> <p>農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>また、同上のただし書きで例外として、都道府県知事の許可を受けなくてもよい場合の要件も規定されております。</p> <p>その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかな場合と規定されております。</p> <p>当委員会で審議いただく案件も、大半はこの例外の規定が適用となります。</p> <p>今回も例外規定の合意解約の1件が設立しており、その1件の案件についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>なお、参考として転用に関わる使用貸借の合意解約1件の届出もありましたので、別紙として添付してありますので、後程、お目通し願います。</p> <p>以上で提案説明を終ります。</p>

議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>議案第45号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明いたします。</p> <p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>なお、この案件につきましては、別紙、確認書において農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約により、知事の許可を必要としない合意解約となりますので、本件については成立しているものと考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第45号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第46号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第46号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が同一の場合は、農地法第4条にその規定があり、転用者が許可申請し、農地法第4条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます農地法第4条の規定による許可については1件でございます。内容は、農家住宅建設の1件でございます。</p>

	<p>その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>議案第46号、農地法第4条の規定による許可について説明いたします。</p> <p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>また、次のページに、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>なお、この案件につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会議」への意見聴取は省略可能となりますので、本総会でお認めいただければ許可できる案件であります。</p> <p>本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおり転用されたかを確認し、問題がなければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第4班・班長、吉田義明委員から報告願います。</p>
吉田(義)委員	<p>9月9日に(氏名)の立会のもと、現地調査を行いました。</p> <p>(氏名)の住宅を建設する案件となります。</p> <p>申請地は狭小地であり、既存の宅地のそばに建設する計画でありまして、施設などとの位置関係から他に代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認しました。</p> <p>また、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第46号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決い</p>

	<p>たします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第47号、農地法第5条の規定による許可について申請番号1番及び2番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第47号、農地法第5条の規定による許可について提案説明を申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者がことなる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地所有者が連名で許可申請し、農地法第5条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます農地法第5条の規定による許可については2件でございます。</p> <p>内容は、農業用施設1件、農業者以外の一般住宅建設1件の計2件でございます。</p> <p>内農業者以外の一般住宅建設につきましては、転用する農地の所在は、幸町であり、議案の資料にも添付しましたが、大樹町都市計画の用途指定地域(第1種中高層住宅専用地域)に位置する農地であり、農地の区分としては、第3種農地の位置付となります。</p> <p>本申請地は、以前にも集合住宅建設の転用申請があり、許可している場所の隣接地に位置します。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>議案第47号、農地法第5条の規定による許可について説明いたします。</p> <p>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図、大樹都市計画</p>

	<p>用途地域図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>申請番号1番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会議」への意見聴取が必要な案件となります。</p> <p>また、申請番号2番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会議」への意見聴取は省略可能となり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。</p> <p>なお、工期が終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第4班・班長、吉田義明委員から報告願います。</p>
吉田(義)委員	<p>申請番号1番につきましては、9月9日に(氏名)立会のもと、現地調査を行いました。</p> <p>この案件は、(氏名)から(法人名)が使用貸借している農地に農業用施設、乾乳牛舎・エプロン・通路・作業場を建設するものであります。</p> <p>経営規模拡大に伴い、既存牛舎との位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認しました。</p> <p>また、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p> <p>申請番号2番につきましては、同じく9月9日に(氏名)立会のもと、現地調査を行いました。</p> <p>この案件は、(氏名)と(氏名)の申請の案件ですが、(氏名)の所有地で今回、一般住宅建設のための永久転用でございます。</p> <p>建設計画などを含めて申請されておりました内容につきましては、事務局から説明がありましたように、都市計画区域内の用途指定を受けた地域で第3種農地に区分されている平坦な農地であり、またすぐ隣まで住宅地になっております。</p> <p>そのようなことから、許可しても確実に実行されると確信し、協議の結果、転用を認めて良いと班では判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>はい、原口委員。</p>

原口委員	<p>申請番号1番及び2番について質問します。</p> <p>1番について、乾乳牛舎に乾乳牛は何頭収容するのですか。</p> <p>2番について、申請の土地は横1列、4区画並んでおりますが、今回の申請は最後の1画を転用するのですか。</p>
吉田局長	<p>申請番号1番の質問についてお答えします。</p> <p>乾乳牛舎に収容する乾乳牛の頭数は、300頭になります。</p> <p>続きまして、申請番号2番についてお答えします。</p> <p>今回申請があった幸町10-125の土地についてですが、横並びに4筆分筆されています。今回の申請は4筆あるうちの1筆を所有権移転し、転用するものとなっています。</p> <p>残りの3筆は(氏名)の所有地になっており、農地になっています。</p> <p>反対の北側にも同じく、4筆分筆されており過去に所有権移転し、すでに集合住宅が数件建設されています。</p> <p>以上で回答を終わります。</p>
議長	<p>原口委員、よろしいでしょうか？</p>
原口委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第47号、農地法5条の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番及び2番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>

吉田局長	<p>議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。</p> <p>農用地利用集積計画は、農業委員会等による農地利用調整の結果を取りまとめて、市町村が作成するものとされております。</p> <p>ほとんどの自治体では、農業委員会が町から事務委任を受けており、集積計画の作成の事務は、農業委員会で行っております。当町も同様でございます。</p> <p>農地の貸し手と借り手、もしくは農地の売り手と買い手で対象となる農地の地番や面積、賃料や賃借期間、所有権移転の場合は、売買価格などを計画に定めて公告することで、契約書の代わりとなり、農地法3条の許可を受けることなく利用権設定や所有権移転などの効果が発生するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は2件でございます。</p> <p>内容は、所有権移転の2件でございます。</p> <p>2件とも先月にあっせん会議を開催し、申請番号1番につきましては、あっせん協議が成立し、今回お諮りするものです。</p> <p>申請番号2番につきましては、農地の面積が大きく、農地取得のための資金調達などの都合により、北海道農業公社の合理化事業に繋ぐものです。</p> <p>以上の2件につきまして、申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定における農用地利用集積の計画の決定について説明申し上げます。</p> <p>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</p> <p>申請番号1番につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数等を記載しており、同法第18条第3項の各要件を全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、あっせん班より報告を求めます。</p> <p>申請番号1番について第1班・班長、金曾浩文委員から報告願います。</p>

<p>金曾委員</p>	<p>地区委員を通じて、下大樹地区農事組合に周知し、売買公募をおこないました。</p> <p>買受者は、あっせん希望者の(氏名)に、会議で決定しました。</p> <p>過去の売買実例から単価を決定し、(氏名)の畑は、総額(金額)円であっせん価格を決定し、両者に内容を提示し了承を得ました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>なお、申請番号2番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の買い受けのため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>次回の総会につきましては、10月28日水曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもって、第3回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。</p>